

東山区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

東山区選挙管理委員会委員長 村井 正

東山区選挙管理委員会規程第1号

東山区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

東山区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第16条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 制 上 の 段 階		標準的な職
1	書記長が属する職制上の段階	部 長
2	次長が属する職制上の段階	課 長
3	課長補佐が属する職制上の段階	課 長 補 佐
4	係長が属する職制上の段階	係 長
5	主任が属する職制上の段階	主 任
6	1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係 員

第25条中「服務」の右に「，人事評価，標準職務行動」を加える。

附 則

この規程は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

（東山区選挙管理委員会事務局）